



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
重加算税と偽りその他不正の行為／従業員による過少申告行為
～外部からもうかがい得る特段の行動とは～

熊本国税不服審判所は、飲食店業における売上除外について、調査手続に違法はなく請求人は当初から所得を過少に申告することを意図した上、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたものと認められるから、重加算税の賦課要件を満たすとする判断を示しました。

(平成29年9月15日裁決・棄却、一部取消し・TAINSコード：F0-1-794)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1 事案の概要

この事件は、飲食店業を営む請求人が、調査を受けて、修正申告を行ったところ、原処分庁が、従業員による過少申告行為を請求人の行為と同視し、請求人の過少申告には隠ぺい・仮装及び偽りその他不正の行為があるとして更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が、調査手続には違法があり、また、隠ぺい・仮装及び偽りその他不正の行為はないなどとして、原処分の一部の取消しを求めたという事案です。

2 審判所の判断

調査担当職員は、課税処分の基礎となる証拠資料の収集手続として、請求人及び従業員に対する質問検査権の行使並びに提出を受けた金銭出納帳等の留置きを行っている。

請求人は、質問検査権の行使については、「職員は強い不安と恐怖心を与え」と抽象的な主張をするにとどまり、それを裏付ける具体的な事実の主張立証をしない。留置きについても、抽象的な主張をするにとどまる上、各証拠資料の従業員からの占有の移転自体が平穏な態様でなされたことは積極的に争わない。これらの手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなどの重大な違法を帯び、調査を全く欠くに等しいとの評価を受ける場合に当たる事実は認められない。

請求人は、従業員と過少申告の意図を共有した上で、十数年もの長期にわたって、その具体的な方法は従業員に一任することにより、所得税等及び消費税等を過少に申告したものと認められる。そして、従業員は、収支内訳書に記載する収入金額及び必要経費の額を事実と反して減額することにより、事業所得の金額が〇〇前後となるよう調整するといった周到な準備を行った上で確定申告書を作成し、提出したものと認められる。

その結果、事業所得の金額についてみると、平成21年分から平成26年分までの所得税等の確定申告において、更正処分又は修正申告における事業所得の金額の約31%から55%までにとどまる金額のみが申告されている。以上によれば、請求人のした本件の過少申告行為は、通則法第68条第1項に規定する重加算税の賦課要件を満たすものというべきである。

請求人の過少申告行為は、所得税及び消費税等の真実の課税標準を秘匿し、それらが課税の対象となることを回避する意思の下に、所得税及び消費税等の課税標準を過少にした内容虚偽の確定申告書を提出することによりなされたものであって、納付すべき税額を過少にして、本来納付すべき税額との差額を免れようとする態様のものと認められるから、通則法第70条第4項第1号にいう「偽りその他不正の行為」に該当する。

平成26年課税期間の消費税等に係る重加算税の額については、原処分庁認定額に計算誤りがあり、その一部を取り消すべきである。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判24頁)が必要な方は、送料実費とも2,000円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第301号(平成30年8月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628